

大口町職員互助会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に基づく厚生制度の実施に伴い、大口町職員の互助制度に関する条例（昭和49年3月25日条例第5号。以下「条例」という。）第4条第2項に規定する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象経費等)

第2条 この要綱による補助の対象となる経費は、互助会の活動に要する経費のうち、福利厚生及び公益性の高い事業の中から町長が適当と認めた経費とし、その経費に対する補助金の額は予算の範囲内の額とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、大口町職員互助会補助金交付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは当該補助金の額を決定し、その旨を大口町職員互助会補助金交付決定通知書（様式第2）により、速やかに代表者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた代表者は、大口町職員互助会補助金請求書（様式第3。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第6条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは速やかに補助金を支払うものとする。

(書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた代表者は、補助金の受入れ及びその用途を明らかにし、帳簿書類等を備えておかなければならない。

(実績報告)

第8条 代表者は、当該年度終了までに、大口町職員互助会補助金実績報告書（様式第4。以下「報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 町長は、前条の報告書に基づき補助金の額を確定し、大口町職員互助会補助金確定通知書（様式第5）により、代表者に通知するものとする。ただし、確定しようとした補助金の額が第4条の規定に基づき決定した補助金の額を上回る場合は、当該補助金決定額とする。

2 代表者は、補助金の額の確定により、交付を受けた補助金に不用額が生じた場合は、その不用額を速やかに町長に返還しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 町長は、団体が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したと認めたときは、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、これを返還させることができる。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、大口町職員互助会補助金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名 ㊟

大口町職員互助会補助金交付申請書

大口町職員互助会補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 規約

(4) 役員名簿

(5) その他町長が必要とする書類

様式第2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町職員互助会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町職員互助会補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3（第5条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名

㊟

大口町職員互助会補助金請求書

大口町職員互助会補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関名及び店名

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義人

様式第4（第8条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名 ㊟

大口町職員互助会補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町職員互助会補助について、事業が完了しましたので、大口町職員互助会補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他町長が必要とする書類

様式第5（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町職員互助会補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、大口町職員互助会補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 確定額 金 円